

フ リ ー ロ ー ン

(一社) しんきん保証基金保証

(2024年8月1日現在)

1. 商品名	○フリーローン
2. ご利用いただける方	○次のすべてを満たし、(一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 満20歳以上で、最終返済時の年齢が満75歳以下の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫の会員または会員となる資格(下記 i もしくは ii に該当する方)を有する方 i 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ii 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
3. お使いみち	○自由(事業性資金・おまとめ資金も可)※投機的な性格の資金は対象外
4. ご融資形態	○証書貸付
5. ご融資金額	○500万円以内(1万円単位)
6. ご融資期間	○3ヵ月以上10年以内(1ヵ月単位)
7. ご融資利率	○お借入金利は固定金利で、お借入時のご融資利率を完済時まで適用します。 ○ご融資利率は、ご融資実行時の当金庫が定める利率を適用させていただきます。 ○現在の融資利率については、当金庫本支店の窓口にお問合わせいただくか、「店頭表示金利表」をご覧ください。
8. ご返済方法	○毎月元金均等または元利均等割賦返済とします。 ○お借入金額の50%以内につき6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能です。 ○元金返済据置期間は6ヵ月以内とします。 ※具体的なご返済額は、当金庫本支店の窓口でお申出いただければ試算いたします。また、当金庫ホームページでもご返済額の試算が可能です。
9. 保証人・担保	○(一社) しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は不要です。
10. 保証料	○ご融資利率に含まれますので別途必要ありません。

1 2. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（９時～１７時、フリーダイヤル０１２０-３０１-８６５）にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
1 3. その他	○保証会社の保証が得られない場合など、ご希望に添いかねることもありますので、あらかじめご了承ください。